

議案第24号令和8年度武蔵野市一般会計予算に関する付帯決議

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提 出 者

25番 川 名 ゆうじ

2番 きくち 由美子

4番 深 田 貴美子

6番 宮 代 一 利

11番 落 合 勝 利

14番 藪 原 太 郎

19番 橋 本 しげき

22番 山 本 ひとみ

武蔵野市議会議長 木崎 剛 殿

議案第24号令和8年度武蔵野市一般会計予算に関する付帯決議

令和8年度一般会計予算案土木費の審査において、境南ふれあい広場公園に飲水設備が既に設置されているにもかかわらず、「設備は設置されていない」旨の答弁を執行機関は行った。

この答弁は、現場の実態を著しく見誤ったものであるばかりか、議会に対し虚偽の情報を提供したことに他ならない。このことにより、当該事業の必要性や予算の妥当性を判断するための前提条件が崩れ、適正な委員会審査が阻害される結果となった。また、事実と異なる説明によって議会の判断を誘導しかねない事態を招いたことは、市民の負託を受けた議会を軽視する極めて深刻な問題である。

後刻、事実誤認を認めたとはいえ、事実確認を怠ったまま答弁に臨む姿勢は、執行機関の信頼性を根本から揺るがすものである。

よって、武蔵野市議会は、理事者に対し、本件の経緯を精査し、再発防止策を速やかに講ずるとともに、執行機関の信頼性を取り戻すこと、並びに議案審査において指摘された事項を真摯に受け止め、各事業を執行することを強く求める。

以上決議する。

令和8年3月 日

武 蔵 野 市 議 会